

8 豊子保発第 3786 号

令和 8 年 10 月 22 日

保護者 各位

保育支援担当課長 鈴木 寛之

(公 印 省 略)

令和 8 年度豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金の補助内容変更のご案内

日頃より豊島区の幼稚園事業にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

令和 8 年度豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金の補助内容につきましては、前期分の補助金申請書の配付時にご案内しておりますが、このたび、こども家庭庁により子育てのための施設等利用費の給付上限額が見直しされ、それに伴い東京都により私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金の補助額が変更されました。

つきましては、令和 8 年 10 月から下記のとおり補助内容が変更となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 保育料補助額の拡大

① 令和 8 年 9 月まで

世帯 区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
1	生活保護世帯、 世帯区分 2 のうちひとり親世帯等	37,900 円	37,900 円	37,900 円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、 世帯区分 3 のうちひとり親世帯等	34,900 円	35,900 円	35,900 円
3	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	33,500 円	33,500 円	35,900 円
4	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	33,500 円	33,500 円	35,300 円
5	所得割課税額 256,300 円以下の世帯	33,500 円	33,500 円	34,700 円
6	所得割課税額 256,300 円を超える世帯	33,500 円	33,500 円	33,500 円

② 令和 8 年 10 月から

世帯 区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助金額（月額）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
1	生活保護世帯、 世帯区分 2 のうちひとり親世帯等	40,200 円 (+2,300 円)	40,200 円 (+2,300 円)	40,200 円 (+2,300 円)
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、 世帯区分 3 のうちひとり親世帯等	37,200 円 (+2,300 円)	38,200 円 (+2,300 円)	38,200 円 (+2,300 円)
3	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	35,800 円 (+2,300 円)	35,800 円 (+2,300 円)	38,200 円 (+2,300 円)
4	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	35,800 円 (+2,300 円)	35,800 円 (+2,300 円)	37,600 円 (+2,300 円)
5	所得割課税額 256,300 円以下の世帯	35,800 円 (+2,300 円)	35,800 円 (+2,300 円)	37,000 円 (+2,300 円)
6	所得割課税額 256,300 円を超える世帯	35,800 円 (+2,300 円)	35,800 円 (+2,300 円)	35,800 円 (+2,300 円)

2. 預かり保育料の補助額の拡大

① 令和 8 年 9 月まで

1 日あたり 450 円、月あたり下記記載額を上限に給付します。

対象	認定区分(保育の必要性のない方は対象外)	月額補助上限額
3 歳児～5 歳児	施設等利用給付認定 2 号	11,300 円
満 3 歳児のうち 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定 3 号	16,300 円
満 3 歳児のうち 住民税課税世帯	施設等利用給付認定 1 号 + 保育の必要性が認められた方	16,300 円

② 令和 8 年 10 月から

1 日あたり 490 円(+40 円)、月あたり下記記載額を上限に給付します。

対象	認定区分(保育の必要性のない方は対象外)	月額補助上限額
3 歳児～5 歳児	施設等利用給付認定 2 号	12,300 円 (+1,000 円)
満 3 歳児のうち 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定 3 号	17,700 円 (+1,400 円)
満 3 歳児のうち 住民税課税世帯	施設等利用給付認定 1 号 + 保育の必要性が認められた方	17,700 円 (+1,400 円)

豊島区 子ども家庭部 保育課 幼稚園・地域型保育グループ
〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1
TEL 03-4566-2481(直通)